

頼瑠僧正の「十卷章」の注釈書に見える

異読について(二) —『声字実相義』その一—

小林 靖典

はじめに

『現代密教』第三二号では、中性院頼瑠僧正(一二二六―一三〇四)の弘法大師空海(以下、空海)の『即身成仏義』に対する注釈書である『即身義顕得鈔』とその論義書である『即身義愚草』の中で、『即身成仏義』本文の訓じ方について触れられた箇所を抽出し、その文を頼瑠がどのように解釈していたのかを、道範(一一七八―一二五二)と杲寶(一二三〇―一三六二)・賢寶(一二三三―一三九八)と有快(一二四五―一四一六)等の解釈と比較しながら論じた。そこで本稿もまた、『即身成仏義』と同様に空海の『声字実相義』本文の訓じ方について、頼瑠の解釈を論ずるものである。

『声字実相義』の注釈書・論義書である、頼瑠の『声字義開秘鈔』と『声字義愚草』を探索した結果、四つの文章に対して訓じ方について論じている箇所を確認することができた。そこでそれらの文章について、順に鎌倉

期の学匠等がどのような解釈をしているのかを見ていくことにする。ただし、頼瑜を含めたこれらの学匠たちの解釈の是非については、ここでは論じないこととする。

一、「声字実相三種區別名義」

イ、頼瑜の解釈

この『声字実相義』の文について、頼瑜は『声字義開秘鈔』につぎのようにいう。

「声字実相の三種、区に別れたるを義と名づく」

「声字実相」等とは、此の下は題中の「義」の字を釈すなり。「区」とは区分の義。「別」とは簡別の義なり。今此彼の三種を区分簡別するが故に「義」と号するなり。

或いは又た未だ必ずしも題中の一字を釈せず。惣じて名と義とを分別して結成するなり。「名」とは能詮の声字なり。「義」とは所詮の実相なり。謂く声字は仮、実相は実なり。亦た仮の中に声は実、字は仮にして是れ色處と法處との摂別なり。故に「三種區別名義」と云うなり。

文点を両方知んぬべし（矣）。二義の中に前解を正と為。釈名の文なるが故に。

（『真言宗全集』第一四卷、五七頁・上段）

頼瑜がここで論じているのは、「声字実相三種區別名義」という文は、一つには『声字実相義』という題名の中の「義」の一字を釈したもので、「義」とは（声）（字）（実相）を弁別する意味であるという理解。もう一つは、

題名の中の「義」の字を釈しているのではなく、この文に「名義」とあるのは、「名」とは能詮の〈声字〉であり仮であるとし、「義」とは所詮の〈実相〉であり実であるとする理解である。すなわち、前者の理解によれば、「声字実相の三種、区に別れたるを義と名づく」と訓ずること、後者によれば「声字実相の三種、名と義とに區別す」と訓ずることができるというのである。頼瑠はこの二通りの訓じ方を示した上で、「二義の中に前解を正と為」として、前者の理解による訓じ方が正しいとした。

口、杲實・賢實の解釈

そこでつぎに、頼瑠に前後する学匠たちがどのように解釈していたかを確認していく。

道範の『声字実相義抄』の当該箇所には、残念なことに特に訓じ方についての論及はない。そこで東寺の杲實・賢實記の『声字実相義口筆』を見ると、つぎのように論述している。

「声字実相の三種、区に別れたるを義と名づく」

「声字実相」等とは「義」の字を釈す。「義」の字、種種の所因有り。今の釈は區別を義と名づく。義科と云うが如く、此の意なり。

或る了簡に云く、声字実相の三種を以て名と義とを別つ。声字は能詮の名、実相は所詮の義なり。題の「義」の字を釈するには非ずと。

「區別を義と名づく」と、之れを訓ずべし。

〔『真言宗全集』第一四卷、一二九頁・上段〕

と、杲寶・賢寶は「声字実相三種區別名義」の文は、論題の中の「義」の一字を解釈している文とする説と、声字と実相とを名と義に區別する文であるとの二説を挙げ、前者を正説としており、頼瑜の『声字義開秘鈔』と同様の解釈をしている。

ハ、宥快の解釈

最後に宥快は、『声字実相義研心鈔』につぎのように論述している。

「声字実相の三種、区に別れたるを義と名づく」へ矣。是れは「義」の字の積なり。此の一字、正しく能釈の書の名に當る。——中略——

或る一義に云く〈頼瑜〉、今の御釈、未だ必ずしも題の中の「義」の字を釈せずと。

（『続真言宗全書』第一七卷、四三八頁・下―上段の取意）

この中で宥快も、「此の一字、正しく能釈の書の名に當る」と述べて、頼瑜や杲寶・賢寶と同様に『声字実相義』の論題の「義」を解釈するものとする。ただ、「或る一義に云く〈頼瑜〉」として、論題の「義」を解釈するものでは無いとの説、すなわち声字と実相とを名と義に區別する文であるとの説を挙げて、これを頼瑜の説であるとしている。確かにこれは頼瑜が挙げていた説であるが、頼瑜はこの説を正説としておらず、ここに何の補足説明もなく、ただ単に頼瑜の名を記すことは、いささか誤解を招きかねないものといえる。

二、小結

以上、頼瑠と杲寶・賢寶と宥快における、「声字実相三種區別名義」の文の訓じ方に対する解釈を見てきた。これら三者の核となっている議論は、いずれもこの「声字実相三種區別名義」の文が、『声字実相義』という論題の「義」について解釈したものなのか、それとも、声字と実相とを名と義に區別するというものなのかを判断しようとするものであり、前者の解釈に立つならば、「声字実相の三種、区に別れたるを義と名づく」と訓じ、後者の解釈に立つならば、「声字実相の三種、名と義とに區別す」と訓ずることになるという。結果、三者とも前者の解釈による訓じ方を採っていたことが知られた。

そこで参考までに、『弘法大師全集』・『定本弘法大師全集』・智山版『十卷章』^③の読みを掲げておく。

「声字実相三種區別名義」

声と字と実相との三種、區別なれば義と名づく。

(『定本弘法大師全集』第三卷 三六頁)

声と字と実相との三種、区に別れたるを義と名づく。

(『弘法大師全集』第一輯 五二二頁)
(智山版『十卷章』本文編 二七頁・訓読編 二九頁)

二、「等正覚真言 言名成立相 如因陀羅宗 諸義利成就」

イ、頼瑜の解釈

この本文について、頼瑜は『声字義愚草』巻上の「諸義利成就法則中可属何文乎」⁽⁴⁾という論義の中で、つぎのように論ずる。

問う、經に引く所「諸義利成就」と文り。今、此の一句は法と譬の中、何れに属すべき文なる乎。

答う、釈に云く「故に頌の中に喩を引いて如因陀羅宗諸義利成就と説く」⁽⁶⁾と文り。譬説に属す文なり。

今之れに付き、釈文を驚かし經文の起尽を見るに、上に「如来真言言名成立」⁽⁷⁾を挙ぐと雖も、未だ多義を含むことを顕ぜず。所以に第四の句、還つて前の「言名成立」⁽⁸⁾の多義を含むことを釈するなり。若し爾らば、唯だ第三の句のみ譬説と為すべし乎。是れを以て疏家の釈の中に、此の旨を存すと見えたり。爾らば何ん。

答う、凡そ經文幽玄にして釈義一に非ず。宗家の御意は帝釈の声論の一言含衆の義を以て、如来真言に無辺の義理を具すことを譬うなり。「因陀羅宗」とは声論を指すなり。疏家の御意は法説の中に「言名成立」を挙ぐと雖も、未だ義理具足の旨を述べざるが故に、「諸義理成就」⁽⁹⁾の句を以て合説と為す歟。各の一義に拠つて並びに相違せざる耳。文点、随つて二様なり。⁽¹⁰⁾『疏』の意に云く、「因陀羅宗の如く、諸義理成就」⁽¹⁰⁾。今の釈の意に云く、「因陀羅宗の諸義理成就するが如くなり」。

(『統真言宗全書』第一七卷、三四四頁・上(下段)

この論義は、『声字実相義』に引用されている『大日經』の「諸義利成就」の句は、譬喩によつていい表される法（法説）なのか、それとも譬喩（譬説）なのかを論ずるもので、頼瑠の立場は、「諸義利成就」の句は譬喩であるとするものである。

そして、このような議論が起こる原因は、『大日經』の「如因陀羅宗諸義利成就」の句を解釈するにあつて、『大日經疏』と『声字実相義』との文脈に相違（文章が前後していること）が見られること等にある。すなわち、『大日經疏』には、

「如因陀羅宗」とは、因陀羅是れ天帝釈の異名なり。帝釈、自ら声論を造つて、能く一言に於いて具に衆義を含む。故に引いて以て証と為。世間の智慧すら猶尚し此の如し。何ぞ況んや如来の法に於いて自在なるを耶。

「諸義利成就」とは、謂く如来の真言は、一一の言に於いて皆な具に能く一切の義利を成就す。

（『大正新脩大藏經』第三九卷、六四九頁、下段）

とあることによつて難方は、この『大日經疏』の文脈によるならば、「等正覚真言言名成立相」という第一・二句には、多義を含むことが顕われていない。そこで第四の句の「諸義利成就」の釈に「如来の真言は、能く一切の義利を成就す」と説くことによつて、第一・二句に多義あることを顕すことを意図するものであると考えるならば、第三の「如因陀羅宗」の句だけが譬喩であることになる。それ故、「如因陀羅宗諸義利成就」の二句は、「因陀羅宗の如く、諸義利成就す」と、訓ずべきであると主張する。

これに対して答方（頼瑜の立場）は、この『大日經疏』の文を『声字実相義』に引用して、

故に頌の中に喩を引いて、「如因陀羅宗諸義利成就」と説く。「因陀羅」は亦た顯密の義を具す。顯の義に云わく、帝釈の異名なり。「諸義利成就」とは、【天帝、自ら声論を造つて、能く一言に於いて具に衆義を含す。故に引いて以て証と為。世間の智慧すら猶尚し此の如し。何に況んや如來の法に於いて自在なるを耶】。若し秘密の釈を作さば、【一一の言、一一の名、一一の成立に各の能く無辺の義理を具す】。

* 【】は、『大日經疏』からの引用文。

と説いている意図に着目する。すなわち頼瑜は、『声字実相義』に「頌の中に喩を引いて如因陀羅宗諸義利成就と説く」とあることにより、「如因陀羅宗」と「諸義利成就」の二句を譬喩としていること。また、『大日經疏』では「如因陀羅宗」を釈していた【天帝、自ら声論を造つて、如來の法に於いて自在なるを耶】の文を、『声字実相義』では「諸義利成就とは」の語句の位置を変えて、第四の「諸義利成就」を釈する文としてしていることの二点によって、空海は「諸義利成就」の句を譬喩であると考えていたとし、それ故、この頌の第三と第四の二句の訓じ方は「因陀羅宗の諸義利成就するが如く」と読むべきであると主張するのである。

以上のことにより、『大日經疏』の文脈に従えば、「諸義利成就」の句は法説の意であり、「因陀羅宗の如く、諸義利成就す」と訓じ、『声字実相義』の文脈に従えば、「諸義利成就」の句は譬喩の意であり、「因陀羅宗の諸義利成就するが如く」と訓ずることになるとし、今は『声字実相義』の中でこの両句を読むというのであるから、後者の訓じ方に立つべきとするのである。

しかし頼瑠は、『声字義愚草』と同様に『大日経疏』と『声字実相義』の文脈に従う二通りの訓じ方を認めた上で、これとは別に『声字義開秘鈔』につきのようにも説いている。

疏の釈には、但だ第三の句を以て譬と為、第四の句を合と為。今の釈は二句同じく譬と為。「故に頌の中に喩を引く」等と云う。文点、随つて両方なり。

又た第四の句、顕密の釈に准ぜば、此の一句は法譬に通ずる歟。此の一句に於て再び之を読め。例せば『唯識論』の中に「由此有諸趣」の「此」^①の字を再び読むが如し。又た『釈論』の「能所平等」の本文の如し。

(『真言宗全書』第一四卷、六六頁、上段)

『声字実相義』に「因陀羅は亦た顕密の義を具す。顕の義に云わく」と、また「若し秘密の釈を作さば」と論述していることにより、「諸義利成就」の句は、顕の釈義によれば譬説、秘密の釈義によれば法説となり、この句は法説と譬説に通じている。それ故、この頌は「等正覚の真言の言名成立の相は」因陀羅宗の諸義利成就せるが如く、諸義利成就せり」とも読むべきであるという。この様にある一つの字句を二度読む訓じ方は、他に見いだすことができ、一例として『成唯識論』の「由此有諸趣及涅槃証得」^②と説かれている文を、伝統的に「此れいい有る」に由つて、諸趣と及び涅槃を証得するものと有り^③と、「有」の字を二度読む訓じ方を挙げている。また別の理由として、『釈摩訶衍論』の「能所平等門」に「能証の正智と所証の如理と平等一体にして差別無し」^④とあることを挙げて、これと同様に能説の譬喩と所説の法とは平等一体であり、これにより「諸義利成就」の句は譬説と法説とも通じているというのである。

このように法と譬喩の両方に通じているとの頼瑠の理解は、『声字実相義愚草』にも「各の一義に拠って並びに相違せざる耳。文点、随つて二様なり⁽¹⁵⁾」と論述されていることよって知られるのである。ただ、今は「如因陀羅宗諸義利成就」の句を『声字実相義』の文として読むのであるから、ここでは「因陀羅宗の諸義利成就するが如く」と、訓ずべきであるとするのである。

口、杲寶・賢寶の解釈

つぎに他の学匠の解釈を見ていくことにする。道範の『声字実相義抄』の当該箇所⁽¹⁶⁾には文点に関する論及はない。そこで東寺の杲寶・賢寶に眼を移せば、『声字実相義口筆』につぎのように論述する。

「如因陀羅宗」とは喩を挙ぐるなり。——中略——「諸義利成就」とは法に約するなり。

(『真言宗全書』第一四卷、一四〇頁・上段の取意)

この『声字実相義口筆』には、この二句における訓じ方そのものについての論及はないが、明確に「如因陀羅宗」の句は譬喩で、「諸義利成就」の句は法説であると説いていることから、杲寶・賢寶はこの二句を「因陀羅宗の如く諸義利成就す」と訓ずべきであると考えていたといえる。

しかしこれとは別に、『声字実相義口筆』に「諸義利成就」の句を釈してつぎのようにも論述している。

「諸義利成就」等とは後の一句を釈す。「天帝自造」等の文は『疏』の釈なり。但し『疏』には「如因陀羅宗」⁽¹⁷⁾

の句の下に此の釈有り。今降して「諸義利成就」の句の下に安ず。相違に似たりと雖も、而も実には違せず。「天帝の声論を引いて以て証と為」とは、「諸義利成就」の義を顕わさんが為なり。二句相連して離分すべからず。故に疏家の前の句を釈するの意は後の句に通じ、宗家の後の句を釈するの意は前の句に渉るなり。

（『真言宗全書』第一四卷、一四二頁、上（下段））

これによるならば、「天帝自造（何況如来於方自在耶）」の文と「諸義利成就者」の句とが『大日経疏』と『声字実相義』とにおいて前後していることについて杲寶・賢寶は、一見するとこの段落の文意（意図）が両者において相違しているように見えるが、実には相違は無いという。何故なら、この段落に「天帝の声論を引いて以て証と為」と説くことは、正に「諸義利成就」の実義を顕わすためであり、それ故、『大日経疏』においては、「如因陀羅宗」の釈文の中に「天帝の声論を引いて以て証と為」と説くことによって第四の「諸義利成就」の句にも通じさせており、『声字実相義』においては、「諸義利成就」の釈文の中に「天帝の声論を引いて以て証と為」と説くことによって第三の「如因陀羅宗」の句にも通じさせているので、『大日経疏』と『声字実相義』の両者には相違はないと、杲寶・賢寶はいうのである。

これはまた杲寶・賢寶が、「諸義利成就の義を顕わさんが為なり。二句相連して離分すべからず」というのは、「如因陀羅宗」と「諸義利成就」の句は、能証の譬喩と所証の法説の関係であり、それ故、分離することできないというのであり、結果、杲寶・賢寶はこの二句を「因陀羅宗の如く諸義利成就す」と訓じていたと考えることができるのである。

ハ、宥快の解釈

最後に宥快の解釈を見ていくことにする。『声字実相義研心鈔』には、

是れ即ち、『疏』は「諸義利成就」の句を法説に属し、大師は此の句を喩説に属せんが為と見えたり。

（『続真言宗全書』第一七卷、四五六頁、下段）

とあり、また『声字実相義鈔』には、

「如因陀羅宗」等と文り。此の二句、疏家の御釈は、初の一句を譬説と為、後の一句をば法説に属す。『疏』に云く「諸義利成就とは、謂く如来の真言は一一の言に於て」等と文り。今高祖の御釈は譬説に約すと見えたり。故に疏家と高祖、各の一義に拠つて義を取る。

（『真言宗全書』第一四卷、二二〇頁、上段）

と論述しており、この二つの文によつて、宥快は第四の「諸義利成就」の句は、『大日經疏』によれば法説であり、空海の『声字実相義』によれば喩説であると理解していることから、この二句の訓じ方は、『大日經疏』の文脈によれば「因陀羅宗の如く諸義利成就す」と、『声字実相義』の文脈では「因陀羅宗の諸義利成就せんが如し」と訓すべきであると考えていたことが知られる。その上で宥快は『声字実相義研心鈔』に、

問う、「如因陀羅宗諸義利成就」へ矣。今此の二句は共に喩説と云う耶。——中略——

答う、二句共に喩説と云うなり。但し一片の難に至っては、疏家の釈に依らば、尤も難勢の如し。今は大師の御意に任せて答せらるるなり。是れ即ち疏家と大師と各の一義に拠る意なり。

(『統真言宗全書』第一七卷、四五七頁、下ノ上段の取意)

と論述する。これによれば有快は、「大師の御意に任せて答す」として、『声字実相義』に従って、二句共に喩説であるとする。よってここまでの有快の解釈は、頼瑠の解釈と同様であるといえる。さらに有快は議論を続けて、

難じて云く、經文の起尽を見るに、上に「如来真言言名成立相」を挙ぐと雖も、彼の真言、多義を含むこと、未だ第四句に至って顕われず。前の言名成立、多義を含むことを顕わすなり。所以に「言名成立の相、因陀羅宗の如し。諸義利成就す」と文を読む可きなり。——中略——次に下の「諸義利成就者」等の御釈は、「天帝自造」等の釈は、「天帝自造」より「世間智慧猶尚如此」に至るまでは、法を顕わさんが為に、喩の因陀羅宗を挙ぐ。「諸義利成就者」の牒文をば、正しく下に「何ぞ況んや、如来、法に於て自在なる耶」と釈したまうなり。仍って『疏』の釈、同ず可きなり。如何ん。

答う、「天帝自造」等、「諸義利成就」の釈に非ずと云う事、然る可からず。已に「能く一言に於て具に衆義を含む」と。豈に諸義利成就の意に非ず耶。但し法説の諸義利成就の意に至っては、顕われずと難に云わば、元より喩は、法を顕わさんが為なり。爾らば喩の諸義利成就を挙げて、法の諸義利成就を顕わすと意得たり。何の相違有り耶。但し文点に至っては、「因陀羅宗の諸義利成就せんが如し」と文を読む可し。仍って難を

成ずる可からず。兩点、自ら疏家と大師の御釈に叶う。經文、多義を含む、何ぞ局定有る耶。例えば『菩提心論』¹⁸の「太虚空の如く、湛然常寂なり」と「太虚空の湛然常寂なるが如し」の文、兩点に依る。「湛然常寂」の句、法喩に亘るが如し。爾らば過無しと答し申す可きなり。

（『統真言宗全書』第一七卷、四五八頁、上ノ下段の取意）

と難方は、第二の「言名成立相」の句に多義あることの意があり、それを第三の「如因陀羅宗」の句によって喩えている。しかし、第四の「諸義利成就」の句には、一切の義利を成就しているとの意はあるが、そこには多義の意は無い。それ故、この三句は、「言名成立の相、因陀羅宗の如し。諸義利成就す」と訓すべきであると主張する。また空海が、「喩を引いて如因陀羅宗諸義利成就と説く」の文につづけて、「諸義利成就者」として『大日經疏』の文を引用して「天帝自造々世間智慧猶尚如此」と説く文は、本来、「如因陀羅宗」の句に限って釈したものであり、「諸義利成就者」に対する正しき釈は「何況如来於法自在耶」の文にある。よって『声字実相義』の文脈においても『大日經疏』と同様に、空海も「諸義利成就」の句は譬喩としてではなく、法説であるとしていた、と難方は主張する。

これに反論して答方は、空海が、本来「如因陀羅宗」の釈文であつた「天帝自造々世間智慧猶尚如此」なる『大日經疏』の文を、文章を前後させてまで「諸義利成就者」の釈として引用していること、そしてその中に「能く一言に於て具に衆義を含む」とあることは、『大日經疏』の「天帝自造々世間智慧猶尚如此」の文に「諸義利成就」の意があることを、空海は看取して引用したのであり、また譬喩は所証の法を顯示する為のものであるから、譬喩の「諸義利成就」をもって、所証の法を顯示すると理解すればいいのであつて、結果、空海の意図するところ

は、「諸義利成就」の句は譬喩であり、「因陀羅宗の諸義利成就せんが如し」と訓すべきであると、答方、すなわち宥快は主張するのである。

また「言名成立の相、因陀羅宗の如し。諸義利成就す」との訓じ方は、『大日経疏』の意に叶うものであり、今示した「因陀羅宗の諸義利成就せんが如し」との訓じ方は、空海の『声字実相義』の意に叶うもので、どちらか一方を正しいと決定する必要はないと宥快はいう。それは『菩提心論』の「如太虚空湛然常寂」という文に對しても、二通りの訓じ方があることを、その理由に挙げるのである。

二、『呬字義』「猶如因陀羅宗一切義利悉皆成就」の文との関係

『声字実相義』の「如因陀羅宗諸義利成就」の文と関連する文が『呬字義』にもあり、ここで簡単に触れておきたい。その文は「猶如因陀羅宗一切義利悉皆成就」というものであり、これは阿訶汙麼の四字の各々に理・教・行・果等を摂し尽くしていることを、因陀羅宗に喩えて説いた文である。そこでこの『呬字義』の文に対する頼瑠等の見解を以下に確認しておくことにする。

頼瑠の『呬字義探宗記』には、

『疏』の第七に云く、「—前掲の故、略す—」と文り。此の釈は「諸義理成就」の句を法に属す。今の文は喩説と為す歟。『声字義』には喩と為へ矣。

(『真言宗全集』第一五卷、九八頁、上段)

とあり、『大日經疏』の文脈では「諸義利悉皆成就」（一切義利悉皆成就）の句は法説であり、今の『呬字義』の「一切義利悉皆成就」は喩説とすべきでなかろうかとしており、『声字実相義』の時と同様の立場を採っている。また宥快は『呬字義鈔』に

『疏』の七に「一前掲の故、略す」と文り。此の御釈の意は、「一切義利悉皆成就」とは法説と見え候。高祖の『声字義』に、一中略——「諸義利成就」は共に譬説なり可しと見え候。左様に候わば、疏家と高祖は、各の一義に據ると意得る可きにて候。但し『声字義』の御釈も法説の「諸義利成就」を釈成せられ候時、譬説の意を先ず挙げて其の義を明かせられ候間、彼も法説と取ること相違無きにて候。左様に候わば、「一切義利悉皆成就」も法説と取る可きにて候。

（『真言宗全集』第一五卷、二〇四頁、上段）

とし、また『呬字義命息鈔』には、

「一切義利悉皆成就」と文り。此の二句、法譬通局の事、『声字義抄』の如し。

（『続真言宗全集』第一八卷、二二二頁、上段）

と解釈しており、宥快は『声字実相義』に対するものと同様の解釈をしている。すなわち、『呬字義』の「一切義利悉皆成就」は喩説であるとしながら、法説とすることも可能であるとしているのである。

ホ、小結

以上、頼瑠と杲寶・賢寶と宥快における「如因陀羅宗諸義利成就」の文の訓じ方に対する解釈を見てきた。結果、頼瑠と宥快は、『大日經疏』による「因陀羅宗の如し。諸義利成就す」と『声字実相義』による「因陀羅宗の諸義利成就せんが如し」との二様の訓じ方を認めた上で、後者の訓じ方を探る。これに対して東寺の杲寶・賢寶は、『大日經疏』と『声字実相義』には相違がなく、それ故、「因陀羅宗の如し。諸義利成就す」との訓じ方を採っていたことが知られたのである。

そこで参考までに、『弘法大師全集』・『定本弘法大師全集』・智山版『十卷章』の読みを掲げておく。

「等正覚真言 言名成立相 如因陀羅宗 諸義利成就」¹⁹⁾

等正覚の真言言名成立の相は、因陀羅宗の如くにして、諸の義利成就せり。

(『弘法大師全集』第一輯 五二三頁・『定本弘法大師全集』第三卷 三七頁)

等正覚の真言の言名成立の相は、因陀羅宗の諸義利成就せるが如し。

(智山版『十卷章』本文編 二八頁・訓読編 三〇頁)

三、「因飲食睡眠修習梵行三摩地等」

イ、頼瑠の解釈

『声字実相義』に引用されている、「修習梵行三摩地」なる『瑜伽師地論』の文について、頼瑠は『声字実相義』

愚草』巻下「梵行三昧地二縁歟事」⁽²⁰⁾につぎのように論ずる。

問う、「修習梵行三摩地」等と文り。今此の「梵行三摩地」は二縁なりと云うべし耶。

答う、〈云云〉。

難じて云く、若し二縁と云わば、『俱舍』等の中に、能長養縁を挙ぐる中、等持の外に梵行を挙ぐる事無し。知るべし、今の「梵行」は「三摩地」を指すべきなり。若し之れに依つて此の如くならば、慈恩と遁麟俱に四縁と釈す。若し梵行、別立せざれば、何ぞ四縁と云う耶。爾らば何ん。

答う、梵行と三摩地、別縁なるべし。文点⁽²²⁾に云く「梵行を修習すると三摩地なり」と読むべし。或いは又た「梵行と三摩地とを修習す」と読むべし。慈恩と遁麟⁽²³⁾、俱に「要藉四縁⁽²⁴⁾」と釈す。即ち此の意なり〈矣〉。但し二辺の御難に至つては、大小の意の異なり。彼の四縁、梵行を除いて塗洗等を加う。今は塗洗を除いて梵行を立つるなり。況んや復た『雑心論』の中に持戒梵行を長養と云うと見えたり。

或いは難じて云く、『雑心』の義は世親論主の破する所の義なり。『光』に云く「此れ唯だ損無く、別位に非ず有益なり⁽²⁶⁾」と文り。何ん。

答う、大乘の意は梵行、別位と立つるなり。持戒梵行等、未だ必ずしも三摩地ならざる故に。

（『続真言宗全書』第一七巻、三九一頁、上ノ下段）

この論義は、「修習梵行三摩地」の文は「梵行」と「三摩地」とは同体である一縁なのか、それとも別体である二縁なのかを論ずるもので、この両者は別体なる二縁であると決断する。

まず難方は、圓暉の『俱舍論頌疏』に、能長養として飲食・資助(塗洗)・睡眠・等持の四つ資糧を挙げているが、ここに梵行の語が無いのは、等持(三摩地)と梵行は団体であることを意味しているので、一縁であると考えられる。これに対して、慈恩大師基の『瑜伽師地論略纂』や道倫の『瑜伽論記』には、この『瑜伽師地論』の「飲食睡眠修習梵行三摩地」を以て「要ず四縁に藉る」と釈している。もし、梵行と三摩地とが一縁であるならば、両者は三縁と釈しているはずであるから、梵行と三摩地とは別縁である、との両方の説を挙げる。

これに対して答方(頼瑠)は、梵行と三摩地とは別縁であるとする。何故なら、小乗における能長養の四縁は、梵行を除いて塗洗を加えた、飲食・資助(塗洗)・睡眠・等持であり、大乘においては、塗洗を除いて梵行を加えた、飲食・睡眠・梵行・定(三摩地)である。今は大乘の論書である『瑜伽師地論』の文によるので、梵行と三摩地とは別縁であり、それ故、ここでは、「梵行三摩地を修習す」と一縁に訓ずるのではなく、「梵行を修習すと三摩地なり」または「梵行と三摩地とを修習す」と二縁に訓ずべきであるというのである。

また、このことを簡潔に『声字義開秘鈔』の中でつぎのよう述べていることによって明らかである。

今の四縁とは、「梵行三摩地」を二縁と為すなり。「修習」の言は、或いは「梵行」に就き、或いは二縁に被るなり。第三の下の釈に云く、「食所長養眼、睡眠長養眼、梵行長養眼、定所長養眼」と文り。

(『真言宗全書』第一四卷、九二頁、下段)

口、道範と杲實・賢實の解釈

つぎに他の学匠の解釈を見ていくことにする。道範の『声字実相義抄』の当該箇所、及び杲實・頼瑠の『声字

実相義口筆』の当該箇所²⁰には、「因飲食睡眠修習梵行三摩地等」の訓じ方に関する論及はない。

ハ、宥快の解釈

そこで宥快に目を移せば、『声字実相義研心鈔』の中でつぎのように述べている。

「修習梵行三摩地」〈矣〉。一義に云く、梵行即ち三摩地なり。別の縁には非ず。『俱舍論』の中に、等持の外に別に梵行を挙ぐることに、之れ無きが故にと〈云云〉。一義に云く、梵行と三摩地との二縁なり。慈恩と遁隣には皆な四縁と云う。若し梵行三摩地、一縁にして別に之れ無ければ、何ぞ四縁と云わん乎。所謂る梵行は清浄の行なり。三摩地は定なり。「修習」の言は、二に通ず。所詮修習梵行三摩地と意得る可きなり

（『統真言宗全書』第一七卷、五三七頁、上（下段））

この中で宥快は、小乗では梵行と三摩地とは同体一縁とし、小乗では別体二縁とする二義があることを挙げた上で、後者の大乘の義に立つ。これは頼瑠と同様である。これに続けて「修習の言は二に通ず」と述べていることにより、宥快は「修習梵行三摩地」を「梵行と三摩地とを修習す」とだけ、訓ずべきであると考えていたことが知られる。

二、小結

以上、頼瑠と宥快の「修習梵行三摩地」の訓じ方を見てきた。結果、頼瑠は「梵行三摩地を修習す」と訓ずる

のではなく、「梵行を修習すると三摩地なり」もしくは「梵行と三摩地とを修習す」と訓ずべきとし、宥快は「梵行と三摩地とを修習す」とだけ訓ずべきとしていたのである。

そこで参考までに、『弘法大師全集』・『定本弘法大師全集』・智山版『十卷章』の読みを掲げておく。

「因飲食睡眠修習梵行三摩地等」

飲食・睡眠・修習梵行・三摩地等_に因_{つて}、

(『弘法大師全集』第一輯 五二九頁)
(智山版『十卷章』本文編 三六頁・訓読編 三七頁)

飲食・睡眠_に由_よ因_{つて}梵行・三摩地等を修習するがごとく、

(『定本弘法大師全集』第三卷 四四頁)

四、「此大種極微與餘聚集成造所造色處俱故」

最後に、『声字実相義』に引用されている『瑜伽師地論』の「此大種極微與餘聚集成造所造色處俱故」なる文においても、頼瑠は「文点を読むべし」として、異なる訓じ方を挙げている。しかし、この文について論ずると、本稿で与えられた文字数を超過してしまう。そこで、この『瑜伽師地論』の文は次稿にゆずることにしたい。

註

- (1) 道範撰『声字実相義抄』（『真言宗全集』第一四卷、一二頁・上段）
- (2) 洛東智積院の伝法大会において、注記者が論難の要旨を豎者に申し上げる文言を「義科」と称するが、ここでは「義」は意味内容、「科」は類別や区分の意で、区別することと意であると思われる。
- (3) 宗祖弘法大師ご誕生千二百五十年記念出版『十卷章』（令和五年三月二十一日、真言宗智山派宗務庁）を、ここでは仮に「智山版『十卷章』」とした。以下同様である。
- (4) 『声字実相義愚章』のこの算題と同様の内容が、頼瑠撰『声字義開秘鈔』（『真言宗全書』第一四卷、六五頁、下上段）にもある。
- (5) 『統真言宗全集』には「外」とあるが、総本山智積院新文庫所蔵の写本には、「譬」とあることにより、文意を鑑みて「譬」に改めた。以下同様。
- (6) 『声字実相義』（智山版『十卷章』本文編 二九頁・訓読編 三二頁）
- (7) 『統真言宗全集』には「言之」とあるが、総本山智積院新文庫所蔵の写本には、「言々」とあることにより、文意を鑑みて「言言」に改めた。
- (8) 第四の句とは「諸義利成就」の句を指す。
- (9) 第三の句とは「如因陀羅宗」の句を指す。
- (10) 『統真言宗全書』には「文歟。随二様」（『統真言宗全書』第一七卷、三四四頁・上段）とあるが、総本山智積院新文庫所蔵の写本には、「文点随二様」とあることにより、文意を鑑みて「文点、随って二様なり」と改めて読んだ。
- (11) 恐らく「此」の字は誤りで、「有」の字が正しい。
- (12) 『大正新脩大藏經』第三二卷、一四頁、上段の文。
- (13) 佐伯定胤校訂『新導 成唯識論』一一三頁の傍注に「有の字、二たび與女」とあることによる。
- (14) 『釈摩訶衍論』に「次に能所平等門を説かん。能所平等門と言うは、人法体用理智平等にして差別無きが故に。謂く——中略——能証の正智と所証の如理と平等一体にして差別無きが故に。一体を以ての故に二体有ること無し。二体無きが故に亦た二体無し。二も無く一も無ければ、亦た無も無き耳」（『大正新脩大藏經』第三二卷、六四三頁、中段）と、説かれていることによる。
- (15) 『統真言宗全書』第一七卷、三四四頁・上段の文。
- (16) 『真言宗全書』第一四卷、一五頁、下段・一七頁、上段の文。
- (17) 「後の一句」とは、「如因陀羅諸義利成就」の後半の「諸義利成就」の句のことを指す。
- (18) 『菩提心論』の「如太虚空湛然常寂」の文を、智山版『十卷章』では「太虚空の如くにして湛然常寂なり」（本文編 一九五頁・訓読編 二〇三頁）と訓じている。またこの文は『秘藏宝鑰』にも引用されており、智山版『十卷章』では「太虚空の湛然常寂なるが如し」（本文編 一四七頁・訓読編 一四七頁）と訓じている。

- (19) 『大日経』(『大正新脩大藏経』第一八卷、九頁、下段)の文。
- (20) 『統真言宗全書』巻下の論題の目次(『統真言宗全書』第一七卷、三七〇頁・下段)には「梵行三昧地三縁歟事」とあるが、総本山智積院新文庫所蔵の写本には、「二縁」とあることにより、論義の意を鑑みて「梵行三昧地二縁歟事」に改めた。
- (21) 圓暉述『俱舍論頌疏』に「且く能長養に其れ四種有り。一には則ち飲食、二には則ち資助、塗洗の如きなり。三には則ち睡眠、四には則ち等持なり。此の四つ勝縁の資にして五根を益す」(『大正新脩大藏経』第四一巻、八二九頁、中段)等と、「飲食」「資助」「睡眠」「等持」の四つを挙げているが、この中に「梵行」を挙げていないことを指す。
- (22) 『統真言宗全書』には「文就」とあるが、総本山智積院新文庫所蔵の写本に「文点」とあることにより改めた。
- (23) 『通麟』とあるが、『俱舍論頌疏記』の著者の通麟ではなく、『瑜伽論記』の著者である「通倫」のことである。
- (24) 窺基撰『瑜伽師地論略纂』(『大正新脩大藏経』第四三巻、一九頁、中段)・通倫撰『瑜伽論記』(『大正新脩大藏経』第四二巻、三三二頁、下段)の文。
- (25) 法救造『雜阿毘曇心論』に「彼の眼界は二種なり。報と及び長養となり。——中略——眠と及び衆具と梵行と正受との所長養の故に、是れ長養なり」(『大正新脩大藏経』第二八巻、八七九頁、上段)とある文。
- (26) 普光述『俱舍論記』に(『大正新脩大藏経』第四一巻、四一頁、下段)「雑心の師の説有り、持戒梵行も亦た能長養なりと。論主破して言く、此れは唯だ損無きのみにして、所長養の体に益有るに非ず」(『大正新脩大藏経』第四一巻、四一頁、下段)とあることによる。
- (27) 彌勒菩薩説『瑜伽師地論』(『大正新脩大藏経』第三〇巻、二九二頁、中段)の文。
- (28) 道範撰『声字実相義抄』(『真言宗全書』第一四巻、二七頁、下段)の箇所を指す。
- (29) 杲實口・賢寶記『声字実相義口筆』(『真言宗全書』第一四巻、一七五頁、下段)の箇所を指す。
- (キーワード)
区別名義・諸義利成就・『大日経疏』・梵行・三摩地